

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部建設監理課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 建監委第2号
委 託 業 務 名 称	地籍調査システム保守業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所
業 務 の 概 要	地籍調査システムを円滑に稼働させるため、保守メンテナンス業務を委託するもの
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	536, 250円
契 約 の 相 手 方	〔 所 在 地 又 は 住 所 〕 東近江市宮川町651番地31 〔 商 号 又 は 名 称 〕 株式会社上智 近畿支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	システム開発者でなければ、保守サービスの履行ができないため
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。